

ホテル サンパレス益田 宴会約款

この約款は、お客様とホテル サンパレス益田（以下「当ホテル」といいます。）との相互の信頼を高め、婚礼、宴会、会議、展示会等（以下「宴会等」といいます。）のご利用を円滑に執り行うことを目的として定められたものです。

適用範囲

第1条 当ホテルが宴会場を使用のお客様との間で、締結する契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習にするものとします。

2.当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、特約が優先されるものとする。

契約の申込み

第2条 お申込みの際にはご利用日、主催者名、申込者氏名、人数、ご連絡先、ご利用内容等、当ホテルが必要と認める事項について、確認させていただきます。但しご利用内容によっては、お断りする場合がありますのでご了承ください。

「受付時間(原則として) 8時30分～18時」

契約の成立

第3条 宴会契約は当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。但し当ホテルが承認しなかった事を証明した場合はこの限りではありません。

宴会等の利用時間と追加室料

第4条 宴会場等のご利用開始から終了までのご契約時間を超過した場合は、所定の追加料金を頂きます。(主に会議、展示会等の場合。宴会も著しく超過した場合は適用)

ただし、次の会場利用時刻との関連で、利用時間の超過に応じられない場合もございいますので予めご了承ください。

2.会場利用時間には、会場の準備(持込物品の設営等)から撤去に要する時間も含まれますのでご了承ください

有料人数の確定

第5条 料理等を用意する人数(以下有料人数)の最終ご注文数を宴会開催日の2日前の正午(以下「最終連絡日時」)までにご連絡ください。最終連絡日時経過後は数量の変更は原則お応えできませんのでご了承くださいませ。

装飾・余興等の手配

第6条 宴会等に関する装飾・音楽・余興及びバンケットスタッフ等を、お客様のご都合により当ホテルの指定業者以外の事業者を手配される場合は、宴会等を円滑に運営するため、事前に当ホテルとの調整をお願い致します

直接ご依頼の事業者に対する指示

第7条 当ホテルの了承のもとにお客様が直接依頼された事業者が行う宴会等に関連する装飾・余興等の機器及び材料の搬入搬出、看板等のサイズ、取り付け方法の決定、或いは設置場所の設定等につきましてはホテルの美観、動線等を踏まえて当ホテルが定めるルールのもとに実施していただく様に当ホテルより事業者に指示させていただきます。事業者の方々には当ホテルからの指示に従って頂きます。

料金の支払い

第8条 宴会等に関する一切の費用は、原則として宴会終了後1週間以内に振込もしくは現金にてお支払いください。クレジットカードによるお支払いには応じられません。

お客様のご都合による解約

第9条 すでにご協力頂いた宴会等を解約される場合は以下の解約金を頂戴します。

解約期日	解約料金
①ご利用日の前日から起算して 90日目以降 61日目まで	お見積り金額の20%
②60日目以降 31日目まで	お見積り金額の30%
③30日目以降 21日目まで	お見積り金額の40%
④20日目以降 11日目まで	お見積り金額の50%
⑤10日目以降前日まで	お見積り金額の80%
⑥ご利用日当日	お見積り金額の100%

※既に発注、その他手配が完了しているものについては、前記解約料金の他に印刷物等はその実費を、

また別注品はその料金を頂戴いたします。

禁止事項

第 10 条 法令で禁じられる行為、公序良俗に反する行為及び他のお客様に迷惑の掛かる次に掲げる行為は禁止します

- (1) 身体障がい者補助犬以外の愛玩動物の持ち込み
- (2) 発火又は引火性の恐れがあるもの等危険物の持込
- (3) 当ホテルが許可していない飲食物の持込
- (4) 賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑となる行為
- (5) 悪臭または大音量を発するものの持込
- (6) 備品等の移動、損傷、汚損
- (7) 利用を許可されていない施設の使用及び立ち入り
- (8) 利用目的外の利用
- (9) 第三者に施設の一部または全部の利用権の譲渡若しくは転貸をすること。
- (10) その他当ホテルが不適切と判断した行為

損害賠償及び免責

第 11 条 お客様(お客様が直接ご依頼された事業者、来場者その他お客様側の全ての関係者を含む)の故意又は過失により、当ホテルの施設、設備、備品等を毀損、汚損、滅失させたときは、損害を賠償して頂きます

2. 施設ご利用に伴う人身事故及び盗難等の全ての事故については、当ホテルに故意又は重大な過失がない限り、当ホテルは一切の責任を負いませんのでご了承ください。天災地変、交通機関のスト、その他の不可抗力によって宴会等が実施できない場合、これらの不測の事態による損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。

宴会利用契約締結の拒否及び利用の制限

第 12 条 当ホテルは次に該当する場合に於いて、宴会等の利用をお断りし、宴会利用契約の締結後であっても、ご予約を解約させて頂くことがありますので、予めご了承ください

- (1) お客様が法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (2) お客様が暴力団・暴力団員・暴力団関係者・又はその関係者・その他反社会的勢力であることが判明したとき
- (3) お客様が当社に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又はかつて同様の行為を行ったと認められるとき。
- (4) お客様が伝染病であると明らかに認められるとき、又は心身衰弱、薬品、飲酒等による自己喪失等、利用者自身の安全確保が困難であったり、他のお客様への危険や恐怖感、不安感を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) お客様が第 10 条に抵触する行為をされた時

(6)その他宴会等の運営上支障があると認められるとき

(7)大災その他、当ホテルの責任に帰することができない事由により利用できないとき

※本項の各号(9号は除外)に該当することが発生し、ご利用を中止して頂いた場合、これにより当ホテルが損害を被ったときは、相応の負担を申し受けます。

※当ホテルは、本条の規定に基づく解約によりお客様が損害を受けた場合に於いても、その損害を賠償する責任を負いません。

その他

第13条 (1)当ホテルでは、健康増進法施工に伴う受動喫煙の防止に努めています。

ご理解ご協力をお願い致します。

(2)お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所を御貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責に任じます。

(3)施設及び景観の保全・維持管理等に伴い、建物・植栽・室内の装飾品・器具・備品類の変更や修繕を行う場合がありますので、ご了承ください。

